

指名除外措置の概要

- 1 指名除外措置業者名：(株)紫微設計
業者の住所：京都府京都市上京区西三本木通丸太町上る真町474-1
- 2 指名除外措置年月日：平成23年6月20日
- 3 指名除外措置の範囲：東北農政局が発注する工事等
- 4 事 実 概 要：大阪府警察本部刑事部捜査第四課長から、(株)紫微設計について、農林水産省発注工事等からの排除要請の通知があった。
- 5 指名除外措置理由：警視庁が確認した事実が、「東北農政局建設工事等契約事務取扱要領第32条の運用について」（平成14年12月26日付け14北総第545号（経）東北農政局長通知）の第2項第1号関係の(3)に該当するため、該当しないと認められるまでの間、指名しない。

指名基準の運用基準について

指名基準	運用基準
1 不誠実な行為の有無	以下の基準に該当する場合は指名しないこと。 (3) 警察当局から、東北農政局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合等明らかに請負者として不適當であると認められること。